

横浜市移動支援事業 自立通学通所支援について

横浜市健康福祉局障害自立支援課
令和2年5月

1 制度の概要

「自立通学通所支援」とは

移動支援事業における「自立通学通所支援」とは、精神的な阻害要件のある方に対し、一定期間、集中的な働きかけによって自力での通学・通所を習慣付けるための支援を指します。

この通学・通所の自立支援を実施した移動支援事業者は、通学・通所支援の報酬単価に「加算」を付けた額を受けとることができます。（以降、「自立支援加算」とします。）



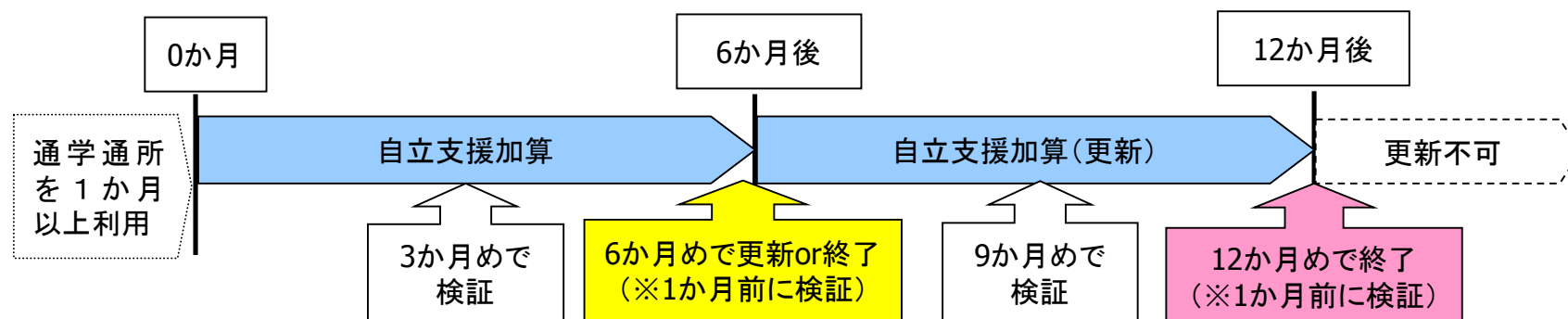
1 制度の概要

「自立支援加算」の設定期間

「自立支援加算」の設定期間は原則として6か月間とし、概ね3か月ごとに行う検証の結果、継続の必要性が認められる場合のみ、一度だけ更新が可能です(最長1年間)。

検証については「自立通学通所支援」を行っている移動支援事業所が行い、利用者及び区に検証結果を提出します。

事業所から提出された検証結果に基づいて、区は加算の更新や終了を決定します。



2 事業所登録

「自立支援加算」のサービス追加申請

事業所は事前にサービスの追加申請を行う必要があります。
(自立通学通所支援サービス開始月の前月15日必着)

(移動支援参考様式1) 年 月 日

移動支援事業に係るサービス追加申請書

横浜市 市長様

申請者 住所

法人名

代表者氏名 印

連絡先

次のとおり、移動支援事業にかかるサービスの追加申請をします。

追加サービス名 ※該当するものに○	移動介護 / 通学通所支援 ⇒ (乗降介助: 有・無) 自立支援加算: 有・無
	喀痰吸引等実施加算 (有・無)
事業所名	事業所番号
主たる 対象者	移動介護 <input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 重度肢体不自由障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 障害児 <input type="checkbox"/> 精神障害者
	通学通所 <input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 視覚障害者 <input type="checkbox"/> 重度肢体不自由障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 聴覚障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者

※横浜市ホームページの「ガイドヘルプサービス(移動介護・通学通所支援)」のページの「登録関係書類」内に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishu/tsu/shien/haken.html>

2 事業所登録

「自立支援加算」の事業所要件

「自立通学通所支援」を行うサービス提供者及びサービス提供責任者は通常の移動支援の資格要件に加え、次の要件が必要です。

※平成27年4月より要件を緩和しています。

サービス提供者 (ヘルパー)	知的又は精神障害児・者への直接処遇の 従事経験1年(従事日数180日)以上
サービス提供責任者	知的又は精神障害児・者への直接処遇の 従事経験3年(従事日数540日)以上

サービス追加申請書に、実際に自立通学通所支援を行う提供者及び提供責任者全員の「実務経験証明書」を添付する必要があります。
上記以外の提供者が「自立通学通所支援」を行うことは出来ません。

2 事業所登録

サービス提供責任者の配置

自立支援加算に関わらず、サービス提供責任者は事業所全体として配置

サービス提供責任者

自立支援加算担当のサービス提供責任者(実務経験3年以上)
※自立支援加算に対応するヘルパー10人につき1人

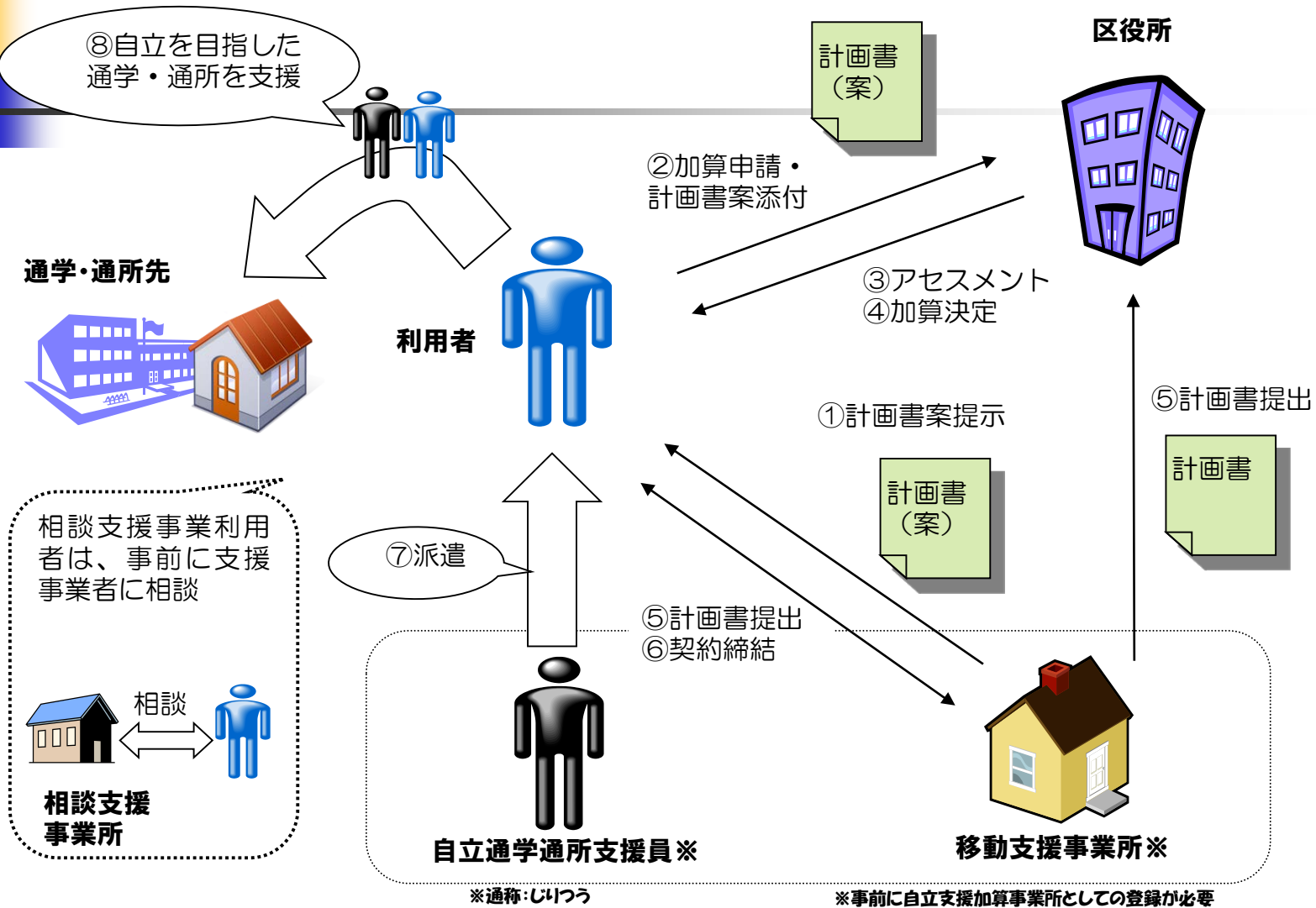
※①②③いずれかにつき最低1人

- ①提供実績450時間ごとに1人
- ②登録ヘルパー10人を超えるごとに1人
- ③利用者40人を超えるごとに1人

自立支援加算に対応するヘルパー(実務経験1年以上)

サービス提供者(ヘルパー)

3 支給決定の流れ



3 支給決定の流れ

対象者と利用申請

●自立通学通所支援対象者(次の全てを満たす者)

- (1) 当該事業所の通学・通所支援を1か月以上利用している者
(新規の通学・通所先より)
- (2) 「自立通学通所支援」を希望する者
- (3) 当支援を受けることにより、6か月以内に自立通学・通所が見込まれる者

●利用申請

- ① 利用希望者に通学通所支援を実施している移動支援事業所(加算登録済)が「自立通学通所支援計画書(案)」を作成。
- ② ①の計画書(案)を添えて、区に利用希望日の2週間前までに申請。(相談支援事業利用者は事前に支援事業所に相談のうえ申請)
- ③ 区は、申請者に対してアセスメントを行う。(アセスメント票使用)
- ④ 対象者として該当した場合は、区で「自立支援加算」を決定。

3 支給決定の流れ

事業所の対応

●支給決定後の事業所の対応

- ⑤ 事業所は「自立通学通所支援計画書」を作成して、「自立支援加算」の支給決定を受けた利用者及び区に提出。
- ⑥ 利用者と事業所で「自立支援加算」の契約を結ぶ。
- ⑦ 移動支援事業所は、計画及び契約に基づいて、『自立通学通所支援員』を利用者に派遣し、自立通学・自立通所を目指した支援を実施する。

※「自立通学通所支援計画書（案も含む）」の作成にあたっては、**6か月以内に自立通学・通所で**きる見込みのある場合のみとしてください。



3 支給決定の流れ

支援計画書

【参考】事業所が作成する計画書↓

申請前の計画案を作成した場合は、計画書右上に **案** と記入してください。

※横浜市ホームページの「ガイドヘルプサービス(移動介護・通学通所支援)」のページの「運営規程・契約書・重要事項説明書(例)」内に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutusu/shien/haken.html>

(参考) 移動支援事業 自立通学通所支援計画書 (記入例) **案**

計画日：平成25年9月1日
サービス提供責任者 氏名 支援 太郎

氏名	横浜 花子 様	受給者番号	0123456789
住所	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 045-671-2401		
緊急連絡先	氏名 横浜 一郎	TEL	
通学通所先	〇〇特別支援学校	TEL	
通学通所経路	自宅～徒歩(10分)～JR〇〇駅====3駅====JR〇〇駅～徒歩(15分)～通学先		
援助の目標	平成26年3月31日までに、〇〇特別支援学校まで自力で登下校ができるようになる		
現在の阻害要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅改札に定期をタッチして通るのが出来る時と出来ない時がある。 ・ 家から乗車駅までと、降車駅から学校までの経路がわからず、迷ってしまう。 ・ 降車駅を正確に覚えておらず、不安がある。 ・ コンビニ等へのこだわりが強く、経路にコンビニ等があると入ってしまう。 		
具体的支援内容	項目	具体的目標	支援内容 (支援期間見込みを記入)
	1	自宅から駅までの道順を覚える	駅までの目印を確認しながら歩く。
	2	駅改札口で定期券をタッチすることを覚える	改札でのタッチを習慣付ける (①②所要2か月)
	3	降車駅を覚える	降車駅の名前を覚える (所要2か月)
	4	駅から学校までの道順(コンビニの無いルート)を覚える。	学校までの目印を確認しながら歩く (所要2か月)。コンビニ等、こだわりの発生するルートを通らない。

3 支給決定の流れ

アセスメント票

右記の票に基づいて区がアセスメントを行い、**5項目全てに○**がつく場合、「自立支援加算」の該当となります。

※移動支援事業者の作成した「自立通学通所支援計画書(案)」を確認するとともに、関係各所(通学・通所先等)に本人の状況確認をすることがあります。

【参考】区で使用するアセスメント票↓

(記入例)

**移動支援事業 通学・通所
自立支援加算アセスメント票**

下記のアセスメント項目で該当する方に「○」をつける。
項目全ての「はい」に「○」がつく者に対し、必要に応じて支給決定することができる。

	調査項目	はい	いいえ	備考
1	本人(又は家族)が今後、自力で通学・通所することを望んでおり、そのために自立通学通所支援員から支援を受けることを了承している。	○		
2	現在、移動支援事業の「通学・通所」を利用しており、新規の通学・通所先利用から1か月以上経過している。また、通学・通所先が6か月以内に変更又は終了の見込みがない。	○		●通学・通所支給決定期間 2013/8/1~ 2014/7/31
3	現在は、精神的な阻害要件(※1)により、一人での通学・通所が困難である。	○		●阻害要件 公共交通の利用方法がわからず不安がある。
4	一定期間(原則6か月以内)、自立通学通所支援員による集中的な働きかけによって、上記3の阻害要件が取り除かれ、自力での通学・通所を習慣づけることができると見込まれる(※2)。	○		●自立通学通所支援計画書(案) <input checked="" type="checkbox"/> 確認済 ●自力通学・通所方法(利用するものにチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関(電車・バス) <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> スクールバス(バスストップまで支援) <input type="checkbox"/> その他()
5	利用する予定の移動支援事業所は「自立支援加算」の登録事業所であり、本人(又は家族)は通学・通所の自立通学通所支援を受けた際、該当事業所の報酬に加算があることを認識している。(加算額548円/30分毎)	○		●事業所名 <input checked="" type="checkbox"/> 加算登録確認済 ガイドヨコハマ事業所 連絡先: 000-0000

4 請求の方法

加算の契約・請求方法

「自立支援加算」の決定内容は、利用者の受給者証に記載されます。事業者は受給者証の内容に基づき、加算の契約を行ってください。他の契約と同様に「受給者証・事業者記入帳」にも記入・押印が必要です。

福祉サービス
受給者証・事業者記入帳

移動支援サービス事業者記入帳

事業者及びその事業所の名称	サービス内容		事業所印
契約支給量	月	時間 分	
契約日	平成 年 月 日		
有効期限(支給量によるサービス実施終了日)	平成 年 月 日		事業者印
サービス実施目的(目的)	時間 分		
実施者氏名			

●契約コード「117901」

「自立支援加算」を請求するには、事前にかながわ自立支援給付費等支払いシステムに契約情報の入力が必要です。

●請求コード「117911」

加算は30分につき548円です(単位数50)。通学通所支援の時間数に合わせて加算回数を請求してください。(加算のみの請求は不可)

【例】自立通学通所支援1時間実施→ 通学通所支援:117111 1回
自立支援加算:117911 2回

4 請求の方法

サービス提供報告書の記入

サービス提供報告書 ↓

「通学通所支援」
のサービス提供
報告書の自立支
援加算の欄に
「有」と記入

※記入漏れで「自立支
援加算」の請求を行うと
エラーとなります。

また、「自立支援加算」
の事業所登録をしてい
ない事業所は加算の契
約・請求は出来ません。

記入例
〔横浜市移動支援事業〕 サービス提供報告書(個別支援型) 【通学通所支援】

サービス提供年月	平成 25 年 4 月	受給者証番号	* * * * *
事業所番号	* * * * *	受給者氏名	移動 一郎
事業者及びその事業所の名称	横浜〇〇事業所	利用者氏名	移動 太郎
サービス内容及び契約支給量	通学通所支援 5 時間	負担上限月額	9,300 円

(自立支援加算: 有)

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間		確認欄		単価	乗降・通所	実施	喀痰吸引等
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	提供者印	利用者印				
2	火						(印)					
12	金	15:00	15:30	0.5	15:00	15:30	(FJ)	(FJ)	0.5			

ここに自立支援加算の有無を記入

5 実施後の検証

検証時期

自立通学通所支援を実施した場合、移動支援事業所が支援結果の検証をする必要があります。次の時点で検証を行い、「検証報告書」を作成して利用者及び区に提出してください。

●実施後3か月後（支給期間の中間時）

中間時の支援結果を検証し、今後の支援計画を記入します。

●実施後5か月後（終了1か月前）

加算の支給決定期間終了前（約1か月前）に検証を行い、自立の可否を検証します。

- ア **自立できた場合**……………通学通所支援の支給も合わせて加算終了。
- イ 自立できなかった場合…通学通所支援は継続し、加算のみ終了。
- ウ 加算を延長する場合…事業所が改めて「自立支援計画書」を作成。
延長の理由を明記。

→区で継続の必要性が認められる場合のみ延長可

5 実施後の検証

検証報告書

【参考】事業所が作成する検証報告書 ↓

※横浜市ホームページの「ガイドヘルプサービス(移動介護・通学通所支援)」のページの「運営規程・契約書・重要事項説明書(例)」内に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/shien/haken.html>

(記入例)

参考 移動支援事業 自立通学通所支援 **【検証報告書】**

検証日：平成25年1月1日【実施後3ヵ月日】
サービス提供責任者 氏名 支援 太郎

氏名	横浜 花子 様	受給者番号	0123456789	
援助の目標	平成26年3月31日までに、〇〇特別支援学校まで自力で登下校ができるようになる			
通学通所先	〇〇特別支援学校	TEL		
通学通所経路	自宅～徒歩(10分)～JR〇〇駅====3駅====JR〇〇駅～徒歩(15分)～通学先			
具体的支援内容	項目	具体的目標	検証結果 (目標達成時期を記入)	自立の有無・今後の支援計画
	1	自宅から駅までの道順を覚える	道順を覚え、一人で駅まで行けるようになった(実施後1ヵ月目)	自立済
	2	駅改札口で定期券をタッチすることを覚える	タッチの習慣は付き始めているが、定期を入れた場所を忘れ、パニックとなることがある。	定期を入れる場所を固定し、確認の習慣づけを行う。(所要2ヵ月)
	3	降車駅を覚える	降車駅の名前を覚えた(実施後2ヵ月目)	自立済
	4	駅から学校までの道順を覚える	道順を覚えて、一人で駅まで行けるようになったが、コンビニのあるルートを通ろうとしてしまう。	コンビニの無いルートを通る支援を引き続き行う(所要3ヵ月)
本人の状況変化等	ヘルパーの支援によって、大体の道順や降車駅などを覚えることができ、本人の不安が減少し、一人で通学することに自身が出てきた様子。一部、ヘルパーに頼る行動がみられることもあるが、自立への意志は強い。			
自立支援継続の	まだ全ての経路を完璧に覚えきれていないのと、持ち物の確認やこだわりへの対応について引き続き工夫が必要なため、決定期間終了まで支援の継続が必要。決定期間終了までには自立通			

6 問合せ・届出先

内容	事業所登録申請・ 変更等の届出について	その他 移動支援事業全般
担当	横浜市健康福祉局障害自立支援課	
	居宅サービス担当	移動支援係
電話	045-671-2402	045-671-2401
FAX	045-671-3566	
住所	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10	

※「障害福祉情報サービスかながわ」ホームページ(通称:らくらく)

<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

→ 「書式ライブラリ」 → 「横浜市からのお知らせ」に、
横浜市から事業者向けの通知等を掲載しています。随時確認してください。